

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題（課徴金問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 308円, 360円, 地方議会決議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43685">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43685</a>

左米大未往電

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

150

大政事外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会営給

電信写

総番号(TA) 42837 主管  
71年8月24日18時20分 米 国 発  
71年8月25日07時55分 本 省 着 米北ス

外務大臣殿 大河原大使 臨時代理大使 総領事 代理

課徴金例外品目(財務長官命令)

第2528号 平 至急

往電第2484号に關し

財務省は24日課徴金の例外品目に関する財務長官命令を  
発した。内容次のとおり(テキスト空送)。

1. にく類(タリフ番号106.10及び106.20)
2. ちく農産品等(タリフ付表PART3) 3. さとう(1948年さとう法による制限品目)

4. 通商拡大法232条により、安全保障の見地から数量  
制限が行なわれている品目(石油製品)

5. LTA対象農産品(原産国を問わない)

なお、財務省マークスによれば本措置以外に例外を増やす  
かどうかはなお検討中の由。

在米公館(除国連、アンカレッジ)、加、ジュネーブ代、  
OECDに転電し、アンカレッジに転報した。

(了)

Long Term Agreement  
政府向取捨  
対米向取捨  
米北ス

調  
査長  
領移  
移長

参地中東  
長北東西  
参北北保  
参一  
参西東洋  
長西東

参書近ア  
次総経国資  
参質統  
参政技二  
参条協規  
参政経科  
参道内外  
長情  
文長

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

165

大政事外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会営給

電信写

総番号(TA) 42857 主管  
71年8月24日20時10分 米 国 発  
71年8月25日07時18分 本 省 着 米北ス

外務大臣殿 大河原大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米間海上運賃格差

第2538号 略 至急

往電第2298号に關し

1. 15日付OIBによれば在京米大使館は5月11日国  
務省に対し、日米間運賃格差を解消するため次の方策を勧  
告している由。

- 1) SHIPPING ACTを改正し、運賃格差の存在  
することをもつて米米貿易に有害であるとPRIMA  
FACIE EVIDENCEとする。
- 2) 運賃格差解消について日本運輸省及び船会社の協力を  
FMCが望んでいることを示すために邦船社のJOINT  
SERVICE及びプール協定に期限をつけるべきこと。

3) 品目分類を簡素化し、これに応じた両方向同一のコン  
テナー運賃を導入すること。

2. 右報道につき国務省ペリーはナカタに対し本勧告は公  
表すべきものではないと述べたが、その内容及びFMC等  
に連絡した事実を認めた。

調  
査長  
領移  
移長

ア参地中東  
長北東西  
参北北保  
参一  
参西東洋  
長西東

近ア  
参書近ア  
次総経国資  
参質統  
参政技二  
参条協規  
参政経科  
参道内外  
長情  
文長

外務省

( ) 部の内 (号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政専外外職自  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
備備人電厚計  
書文会管給

電信写

調査長  
領移長  
参企析調  
参領旅査移

ア 参地中東  
長 北東西  
米長 参北北保  
中南審  
参西東洋  
長 西東

近ア 参書近ア  
長 参政技二  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参条協規  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参条協規  
長 参政経科  
長 参道内外

総番号(TA) 43120 主管  
71年8月25日20時40分 発着  
71年8月26日10時29分 本省 着 米北2

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(対米申し入れ)

第255/号 極秘 大至急

貴電米北2第1837号に関し

25日本使、国務省トレザイスを往訪し、TALKING PAPER(写空送)を手交したうえ、貴電の趣旨を説明して申し入れを行なったところ、(先方エリクソン、当方ヨシザキ、木下同席)先方の回答次のおり。

1、課徴金の早期撤廃は自分としても希望するが、他の問題がどうなるかにかかっている。差別的な取扱いをする考えは持っていない。

2、既契約の取扱いについては単に日本だけの問題ではないと思うが、自分としては答えられない。

3、港湾ストの滞船についての日本側の事情はわかるが、適用除外については何ともいえない。

4、鉄鋼については近く日本側業界代表が当地に来られる際、話し合いの対象になると思う。またサミュエルズがヨーロッパで話し合っているはずであり、来週関係省で検討する。問題は日本とEECだけが規制を行なっており、規

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

制していないオーストリア、スウェーデン等との関係をどう取扱うかという点にある。

5、金属洋食器については自分としては問題の所在を知らなかつたが、検討してみる。

申し入れのあつた諸点は研究させてほしい。

ジュネーヴ代に転電した。

(了)

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀儀人電厚計  
書文会營給

総番号(TA) 43121 主管  
71年8月25日20時25分 米北2 発着  
71年8月26日10時29分 本省 着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(記者会見)

第2552号 略 大至急

往電第2551号に関し

25日の本使とトレザイスとの会見があつたことを当地邦人記者団が知り、会見方申入れがあつたので、課徴金に関し記者会見を行ない然るべく説明しておいた。

ジュネーブ代に転電した。

(了)

ア 参地中東  
長 北東西  
米北保  
中南番  
参一二  
欧 参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
経 次総経国資  
長 参貿統国  
経協長条  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長国 参政経科  
長 軍社專  
長 参道内外  
文長

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀儀人電厚計  
書文会營給

電信写

総番号(TA) 43148 主管  
71年8月25日20時25分 米北1 発着  
71年8月26日10時21分 本省 着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに対する課徴金の免除

第2553号 略 大至急

貴電米北/第1849号及び往電第2551号に関し

冒頭貴電の会談の際、本使より、「米国の今回の措置はオキナワ経済及びけん民に対して重大なしよ撃を与えており、リュウキユウ政府は、高等弁務官及び日本政府に対し善処方要請越してきている。その内容中主なものは、

1. 通貨不安を避けるため早急にドル通貨を円貨に切替えること。
2. 円との交換の際は1ドル対360円を保証すること。

3. オキナワの対米輸出については、現在は未だ米国の施政権下にあるのであるから、課徴金の適用を除外すること

である」と述べたところ、「ト」は、上記1.及び2.については、「現在でもオキナワにある銀行のACCOUNTのドルかん定を円かん定に切替えることは可能ではないか。また、1ドル対360円を保証することは日本の国内

ア 参地中東  
長 北東西  
米北保  
中南番  
参一二  
欧 参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
経 次総経国資  
長 参貿統国  
経協長条  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長国 参政経科  
長 軍社專  
長 参道内外  
文長

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

問題であると思う」と述べ、3. については、「部内関係者  
着てDISCUSSしてみよう」と答えた。これに対し、  
本使は、「オキナワにある銀行のドルかん定を円かん定に  
切替えることは、日本の為替管理上の問題もあり、オキナ  
ワへの投機的なドルの流入を招くので困難であるし、流通  
している現金を円貨に切替えることは決して簡単な事では  
ない」と付言しておいた。

なお、25日フナダ職長のためのレアド長官午さん会の  
席上同席せるナッター次官補に対しては本使より配慮方票  
謝しておいた。

オキナワに転電した。

(了)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	※ 総第24 208 号
略	暗 略 平	※ 昭和 46.8.24 19:39 発
第 1849 号	※ 大至急 (至急・普通・LTF)	※ 発電係 ?

大 臣 秘書長	主管	主幹局部署 (室) 名
事務次官	アメリカ局長	米北1課
外務審議官	参事官	起案 昭和 46.8.24
外務審議官	北米才一課長	起案者 電話番号
官房長		佐後 2464

北米才二課長

大使 臨時代理大使 代理  
在米大榎原 総領事 代理 代理 大臣 発

在沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使 代理 代理 代理 代理

件名 沖繩の対米輸出品に対する課徴金の免除

沖米才916号に因り

1 米国のドル防衛策に因りては沖繩におい

ても大拵反響を呼び起りて

ンバト高等事務官は17日コナリ財務長官

に対し、(1) 沖繩からの対米輸出品に

41  
11

漢

写  
済

46.8.24  
383

(※印内は電信係記入)

(昭和四二・一改正)

GB-1



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の朱印)	符号表示	※ 総第 24 209 号
(中)	暗 (略) 平	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
	※ 第 239 号	46.8.24 19.33
	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 46 年 8 月 24 日 起案者 電話番号 佐藤 2464
---	-------------------------------	---

協議先  
北米才二課長

在 沖高瀬 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 外務 (代理) 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名 沖繩の対米輸出品に付課徴金の免除

(米死位番号 1849) 号 転電。

字 済

383

(※印欄内は電報用記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の朱印)	符号表示	※ 総第 26 181 号
秘 (一期) 大至急	暗 (略) 平	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
	※ 第 1870 号	46.8.26 19.53
	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 46 年 8 月 26 日 起案者 電話番号 森本 2466
---	-------------------------------	---

協議先  
官房総務参事官  
北米才二課長

在 米大河原 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 外務 (代理) 大臣 発

電 報 在 沖繩高瀬 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名 沖繩に対する課徴金の免除

貴電中 2553 号に準じ、

26 日の本邦各紙夕刊は、米賦務省各

局には、25 日沖繩に対する輸入課徴金

の適用免除については、同省が発表法

課徴金の例外品目を除き、日本など

写 済

164

(※印欄内は電報用記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1



諸外国並みとし、特例扱いはなし  
 と語った旨報しているところ、当方  
 には本件は現在米側にお  
 いて検討中であると了解しているも、  
 本件に及ぼす沖縄現地の反響及び  
 政府内部における関心の大きさを  
 かんがみ、~~同者~~その後  
 の本件検討状況につき照会  
 結果至急回電ありたい。  
 如く、~~加緊~~日本政府には更除方を検討中  
 沖縄へ転電也。

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

397

内務省(外務省)  
 事務次官  
 典房  
 大臣官舎審判長  
 儀給入電厚計  
 書文会管給

調査長  
 参企折調  
 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 参一  
 参西東洋  
 長 西東

近ア長  
 参書近ア  
 参政二  
 参政経科  
 参協規  
 参政経科  
 参道内外  
 長  
 参道内外  
 長

総番号(TA) 43397  
 71年8月26日20時19分 米 国 発  
 71年8月27日09時43分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに対する課徴金の免除

第2574号 極秘 至急

貴電米北/第1870号に関し

現在米政府はオキナワからの輸入については従来より日本  
 など諸外国なみに扱っており、本件課徴金についてもこの  
 点は同様であるので財務省担当官が邦人記者よりの照会に  
 対し、この事実を述べたことが、26日夕の本邦夕刊各紙  
 の報道となつたものと思われるところ、26日館員より本  
 件につき米側関係方面に働きかけたところは次のとおりで  
 ある。

1. キノシタより財務省マークスに対し「25日オオカワ  
 ラ臨時代理大使よりトレザイス次官補に対し、課徴金につ  
 いて申入れを行つたことは御承知のことと思うが、そのう  
 ちオキナワ製品の適用免除については、「ト」は関係者と  
 DISCUSSしてみるとのことであつた。本26日本省  
 より本件につき再度訓令があつたので、特にお願いするが  
 、オキナワ問題の政治的重要性にかんがみ、その適用免除  
 方についてはSPECIAL CONSIDERATIO

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

Nを払ってほしい」と申し入れたのに対し、「マ」は「課徴金の運用については諸々の要求がでてきており、URGENTのものから検討することになっているので、本件はもち論CONSIDERはするが、時期はそのあとになるであろう」と述べた。よつて当方よりさらに「その重要性故に本件をぜひURGENTな問題のカテゴリーの中に加えて検討してほしい」と要請しておいた。

2. 国務省日本部SHINNオキナワ問題担当官はハナブサよりの照会に対し、「昨日のオオカワラ臨時代理大使よりの本件申し入れに従い、早速まず国務省内関係部局と問題点をつめ、国務省としてのポジションを固めその結果により財務省当局と話し合いをすることとしたい。日本部としては日本政府が本件につき重大な関心を有しておることは十分承知しており、課徴金適用除外の諸ケース中、本件は緊急のプライオリティを有すると考えている」旨を述べた。よつて当方より重ねて早急に検討促進方求めるとともに、検討の結果が出次第当方に連絡方求めておいた。お見込によりオキナワに転電願いたい。

(了)

-2-

外務省

極秘

(部の内号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 43398  
 71年8月26日20時25分 米 国 発 米北1  
 71年8月27日09時45分 本 省 着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに対する課徴金の免除

第2575号 極秘 至急

主電第2574号に関し

26日国務省カツ次官補臨時代理は本使に対し、「財務省当局が課徴金のふ課につきオキナワを特別扱いしないと発表したことは承知しない。現在課徴金の適用免除につきメキシコ等多数の国より要請があり、これに応じだしたら際限がないので、原則として適用除外は一切しないこととしている。従つてオキナワについて適用除外が認められることには期待が持てない」と述べるとともに、何故オキナワを適用除外しなければならぬかと質したので、本使より「オキナワは現在は米国の施政権下にある。また本件はリウ政と日本政府の間の微みような政治問題となっている」旨を指摘し、強く適用免除方を申し入れておいた。

お見込みによりオキナワに転電願いたい。

(了)

外務省

内政(外)外(職)官  
 務 典 房  
 次 次  
 臣 官 官 審 審 長 長  
 儀 総 人 電 厚 計  
 書 文 会 管 給

調査 参企折調  
 長 領 移 移  
 長 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 米 参北北保  
 中南 参一二  
 番 参西東洋  
 欧 西東  
 長 三三

近 参書近ア  
 ア 長 次総経国資  
 経 長 参質統国万  
 長 参政技二  
 協 長 国一理  
 長 参各協規  
 長 国 参政経科  
 長 軍社専  
 情 参内  
 長 文 長 一二

2282, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b>	符号表示 (略) 略 平	総第 27 234 号
第 1883 号	昭和 46.8.27 20.53	
Y Y Y Y Y	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和46年8月27日 起案者 電話番号 加藤 2465
--	-------------------------------	---

協議先 条約課長 大河原 夫 代理 北米第二課長 各出部 国際経済課長
--

在米 総領事 代理 高瀬 (大使) 臨時代理大使 あて 外務大臣 発 臨時代理
--

件名  
沖縄に對する課徴金の免除  
貴電第 2574 号 及び 第 2575 号 に 付 し、  
27日 吉野 アメリカ局長 は スタイガー 公使 (合談) 全談に  
附、吉野局長が、沖縄に對する課徴金の  
免除に對し米側の 特段の好意的配慮を  
要請 LT-2-3、「ス」は、(太平洋)  
米 国 信託経済世談

電信課長  
F  
EX  
146  
6

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

定日在京米大使館より本国政府に對し、  
同様の RECOMMENDATION を送附した。況才  
があるかと述べた上、冒頭貴電に示された如き  
種々の難点を指摘しつ、沖縄に對する  
本件課徴金の免除につき期待は仲々持て  
ないと思ふ、しかし、日本側の要望は重ねて  
本国に取戻つて二と取り返す事述べた。  
沖縄  
米に転電した。  
(P)

GB-3

外務省

事務次官  
 西山 秘書官  
 アメリカ局長  
 参事官  
 北米第一課長

沖縄の対米輸出入に課徴金問題  
 46.8.27  
 第北一

1. 去る15日ニワシントン米大使館は (1) ドル  
 と金交換の一時中止 (2) 10%の輸入  
 課徴金制度の新設等一連の  
 米国のドル防犯策を發表した。  
 2. 沖縄の米国向け1年分の主要輸出品  
 (400万ドル) (1200万ドル) (210万ドル)  
 絹織物、マニヤ、トランジスタ、  
 ショーツ等があるが、米国内産絹織物に  
 (22万ドル) (10万ドル) (10万ドル)  
 については輸入課徴金を免除するが

GA-5

110万ドルの値引きあり

別表3に記述は20万ドルあり、  
 (6) 多量にてもあり、  
 外務省  
 北米第一課長

25

2

これ以外の品目については課徴金  
 が課税旨を表明して  
 付れることあり (24日)

1. 去る23日、外務省では沖縄の  
 全産品輸出に對し課徴金を受  
 け除けることあり (24日) 沖縄銀の生活に与  
 除するお、在米米大使館に申し  
 入れることあり、25日午後、在米大  
 河原公使が國務省トランプに對  
 し右要請を行なう。  
 訓令に基き

(2) なお、25日、米駐米省當局は、本件  
 課徴金適用については沖縄に對す  
 る特例扱いはしな旨語る由報せ  
 うれであるが、米トランプは大河原公使との  
 会談の際、本件については検討は行なはれていない  
 こと、おそれには本件は未だ結了  
 しないが米側は未だ結了

GA-6

外務省

25  
 2  
 別表3に記述は20万ドルあり、  
 (6) 多量にてもあり、  
 外務省  
 北米第一課長

出江

3

此一を4も9を了解して3と3、  
なおなお、右免除方につき  
米側に強く要望してはならない

[参考: 別添 沖縄の対日及び  
対米輸出入統計]

アフリカ局長

参事官

北米第一課長

概略

沖縄の対日及び対米輸出入統計

46.8.24

米比一

1. 対日及び対米輸出入実績

1967, 1968, 及び1969年の過去3年

(各正年) における 沖縄の対日及び

対日本への輸出入総額の比較一覧:

表1. のとおり。(出所: 琉球政府主税局編

「貿易年表」、1970年版は本年9月中旬に刊行予定の由。)

対米輸出入に對する課徴金の問題との関連を作成

5/20/70

表1. 単位千ドル

		1967年		1968年		1969年	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
対	実績	70,018	268,646	78,337	273,512	83,235	310,739
日	輸出入合計に対する%	89.4%	74.0%	82.6%	74.0%	87.2%	73.9%
本	対前年比	100.9%	118.1%	111.9%	101.8%	106.3%	113.6%
	輸出入比	1	3.8	1	3.5	1	3.7
対	実績	5,559	41,208	6,668	42,844	6,724	55,101
米	輸出入合計に対する%	7.1%	11.3%	7.5%	11.6%	7.0%	13.1%
国	対前年比	112.4%	106.4%	120.0%	104.0%	100.4%	128.6%
	輸出入比	1	7.4	1	6.4	1	8.2
年	実績	78,330	363,208	89,410	369,752	95,486	420,794
合	%	100	100	100	100	100	100
	対前年比	103.0%	117.8%	114.1%	131.8%	106.8%	113.8%
計	輸出入比	1	4.6	1	4.1	1	4.4

資料：琉球政府主税局税関統計。

2. 主要商品別輸出 (1969年度)

(1) 表2 対日本主要商品別輸出

単位千ドル

品名	輸出額	構成比	備考
1. 石砂糖	144,579	52.4	170砂糖118.分密糖
2. パンチフドウ	218,682	22.0	黒糖、糖
3. スチン(金属付)	4,394	5.2	247, 254砂糖及0.9ラニニ糖
4. 煙草	1,742	2.0	755
5. 生牛	1,962	2.3	2. パンチフドウ114.毎法、25-2
6. まぐさ及びかじき	1,606	1.9	生果、冷凍
7. 輸送用機器部品	1,530	1.8	11. 調整品
8. 織物類	1,065	1.3	
9. 寶石及び代替品	671	0.8	
10. 建設用機械部品	717	0.8	
11. 牛肉	770	0.9	
12. パンチカード	734	0.9	
13. 豚肉	535	0.6	
14. 泡盛	64	0.1	
合計	85,007	100%	

資料：琉球政府主税局税関統計及通商局通商課

(2) 表3 对米回主要商品别輸出

單位 千ドル			
品名	輸出額	構成比	備考
1. 衣類	1, 4,293	47.7	
2. 煙草	11, 2	0.02	
3. 合板	3, 1,246	13.8	
4. 自動車類及部品	5, 166	1.8	
5. 織物類	12, 1	0.01	
6. 寶石及ダイヤ	8, 50	0.6	
7. 鉄筋	9, 307	3.4	
8. 建設用機械及部品	9, 6	0.1	
9. 身近細貨類及部品	6, 162	1.8	
10. その他	7, 67	0.7	
11. ビール	10, 3	0.03	
12. トランジスター	2, 2,281	25.3	
13. 熱帯魚	13, 0	-	150千
14. その他	14, 0	-	100千
その他	15, 423	4.8	
合計	9,008	100	

資料：琉球政府 主税局税関統計 通商と通商課

3. 主要商品別輸入 (1969年度)

單位 千ドル			
品名	輸入額	構成比	備考
1. 食料品及動物	36,803	11.8	動物肉、魚介類、果実等
2. 飲料	1,573	0.5	
3. 食用に適した原料	8,415	2.7	原皮、毛皮、生油、油脂、ハルバ、肥料等
4. 鉱物性燃料	17,329	5.6	石炭、石油、天然ガス等
5. 動物性又は植物性油脂	1,419	0.5	
6. 化学工業生産品	32,207	10.4	元素化合物、染料、医薬品、火薬等
7. 原料品	24,733	24.1	羊毛、絹、鉄、鋼等
8. 機械類	79,649	25.6	機械、電気機器、船舶、自動車、船舶等
9. 雑製品	58,611	18.8	家具、衣類、日用品、光学機器等
合計	310,739	100	

琉球政府 資料：主税局税関統計

(2) 表5 対米国 主要商品別輸入

単位 千ドル

品名	輸入額	構成比	備考
1. 食料品及び動物	24,174	43.9	
2. 飲料	1,147	2.1	
3. 食用に適さない原料 (穀物性燃料を除く)	3,364	6.1	
4. 穀物性燃料 潤滑油	2,274	4.1	
5. 動物性又は植物性の油脂	483	0.9	
6. 化学工業生産品	2,931	5.3	
7. 原料品製品	3,374	6.1	
8. 機械類及び輸送用 機器類	13,583	24.7	
9. 雑製品	3,771	6.8	
合計	55,101	100	

環球改付  
資料：全税局税関統計

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) X 5200  
71年 8月 26日 20時 20分  
71年 8月 27日 09時 46分

米 国 本 省  
主 管 米 北 2  
着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

米 国 貿 易 収 支

第 258 / 号 平

往電第 2 / 5 / 号 に関し、

26日商務省は7月分貿易収支を発表した。概要次のとおり(発表文空送)。

1. 輸出(き調済)は3494.5百万ドル。輸入は3798.6百万ドルで、304.1百万ドルのあか字となった。

2. 米 国 貿 易 収 支 上 4 ヶ 月 連 続 あ か 字 と な っ た の は 史 上 初 め て である。

(了)

- 大政事外外儀官
- 務務典房
- 次次審審長長
- 臣官官審審長長
- 備総人電厚計
- 書文会営給
- 調査長領移長
- 参折調
- 参領旅査移
- 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 参一二
- 参西東洋
- 長西東
- 参書近ア
- 次総経国資源
- 参貿統国行
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 軍社專
- 参道内外
- 文長



( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

263

大臣官舎外務省  
 事務次長  
 典房  
 臣官官審審長長  
 儀総入電厚計  
 書文会管給

調査長  
 領移長  
 参企析調  
 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北 東 西  
 参北北保  
 中 参一  
 南 参西東洋  
 審 西 東  
 欧 長

近ア 参書近ア  
 長 次総経国  
 長 参貿統国  
 経 参政技二  
 協 国一理  
 長 参余協規  
 国 参政経科  
 長 軍社専  
 情 参道内外  
 長 文 一

総番号(TA) 43702 主管  
 71年8月27日20時40分 本 国 発 北  
 71年8月28日10時35分 本 省 着 北

外務大臣殿 大谷 大使 臨時代理大使 総領事 代理  
 オキナワに対する課徴金の免除

第2603号 極秘 至急  
 貴電米北/第/883号に関し  
 27日オオカワラよりウオード陸軍次官代理に対し、新経済政策のオキナワけん民及び経済に対する重大なしよ撃について現地の不安と混乱解消のため速かに課徴金の免除等善後措置をとられたい旨申入れた。  
 これに対し同次官代理は、ランパード高等弁務官よりの報告に接しおるので、同省としては直ちに財務省に対し免除方せつしようすることにしたところであり、貴方よりの申入れに接したる事でもあり、自分としても全力をつくしてせつしようする。然しながら、賃銀、物価とう結との関連で軍人しよ給についてコナリー財務長官が示した強い態度にもみられる如く、財務省は除外例の設定に極めて強い態度を以つて臨んでいるのでらつ観は許さないが、免除を要求すべき理由は十分あるものと考えておる旨述べた。  
 なお、同次官代理は、オキナワ産品の輸入額は年間約6百万ドル、官方はガラス製品等いわゆる特産品に属するもの

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が多く、米市場における他との競合はあまりないものと思  
 うと述べていたので、当方より、金額の如何を問わず、米  
 施政権下にあるオキナワに対して打撃を与える如き措置は  
 到てい説明し得ないところである旨強調しておいた。  
 オキナワに転電した。  
 (了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) <b>極秘</b> 無期限 部の内 <del>MMYYYY</del>	符号表示 暗 略 平 第 <u>192</u> 号	総第 <b>31 213</b> 号 昭和 年 月 日 時 分 発 46.8.31 19.13
大至急 至急 普通・LTF	発電係 <u>女</u>	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 <b>北北1</b> 起案 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 2466
---------------------------------------	-------------------------------	---

協議先  
北米才二課長 女

大使 臨時代理大使  
在米大河原 総領事 代理 あて 福田 大臣 発

電 報 在沖繩字津 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名  
沖繩に対する課徴金の免除

貴電第2603号に關し、

130日、吉野アメリカ局長よりトレザリスに對

し、本件の重要性を強調されたことに

因り、~~同~~ 山中大臣の強要あり、

あり、本件適用免除方針を改めて申し

電信課長

漢

漢

170

(※印欄内は電報係記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

入札を行なった。その際「ト」は貴電  
第2553号の会谈趣旨を述べること  
に、問題の難かしさを考へ、<sup>指摘の点</sup>  
~~本件免除の実施は不可能の日付~~  
~~はなからな~~  
3つについては、貴館にお<sup>ける</sup>て本件申  
入れは承知しおるも、現地沖繩  
における不安<sup>も</sup>が高まり、あつたので、  
重ねて<sup>本例に</sup>貴電の趣旨を申し  
ありたく、結果回電ありたい。(一)  
免除の措置が至急とりこむよう<sup>検討促進</sup>  
(要請)  
沖繩に転電せよ。(3)  
2、3日トレザリスの~~報告~~を大臣に呈  
送した際、本大臣も再び本件を  
あつた重なる半例の好意的配慮を強く  
要請した。

( 部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

441

電信写

総番号(TA) 441-25  
 71年 8月 30日 22時10分 本 省 発着  
 71年 8月 31日 12時25分 本 省 発着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(ワシントンポスト社説)

第2626号 平 至急

貴電経経合第5017号に関し、

30日、ワシントンポスト紙は、「輸入課徴金の廃止(G  
 GETTING RID OF THE IMPORT  
 SURCHARGE)」と題した社説を掲げているところ  
 その要旨次のとおり。

日本円の変動相場への移行は、良いニュースであり、これ  
 により、国際的な通貨調整を早期に、おそらく、IMF総  
 会までにやることが可能となつた。この通貨調整の話  
 がまとまれば、国際面における米国の第一の目標、即ち強  
 い通貨(特に円)に対する米ドルの切下げが達成され、米  
 国の国際収支改善に寄与することとなる。第二の目標で  
 あるIMF自体の改革、即ち金とドルの比重をかるくする  
 こと、にも関係国の意を向けることができるようになる。  
 その時までは金とドルとの交換は拒否すべきだ。

われわれは、米国は、平価調整が望ましい形に実施され  
 る時には、課徴金と米国の対外投資の制限を撤廃すべきで

大政事外儀官  
 務典房  
 次官審長  
 臣官審長  
 備総人電厚計  
 書文令管給  
 調査長  
 領移長  
 参析調  
 参領旅査移

中東  
 北東西  
 参北北保  
 参一二  
 参西東洋  
 参西東

参書近ア  
 次総経国資  
 参貿統国万  
 参政技二  
 国一理  
 参条協規  
 参政経科  
 軍社專  
 参道内外  
 一二

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あると考える。それにより、世界に対し、米国が、自由  
 貿易主義を放棄したのは、通貨調整目的に限定してのこと  
 であるということを示すことができる。

課徴金はGATT違反であると広く認められており、諸外  
 国、特に後進国をおこらしている。確かに他国もGAT  
 T違反をやつたが、それは、自由通貨切り下げを避ける最  
 後のあがきとしてであつて、一たん為替レート変更が行な  
 われてしまえば、制限を撤回している。米国も同じこと  
 をやるべきだ。

残念なことに、行政府は、課徴金を西独の防衛分担金の  
 増額、日本の残存輸入制限の撤廃、EECによる米農産物  
 の有利の取扱いなどの武器に使おうとしており、また、サ  
 ミユルズ次官代理は、米国際収支がこう常的に改善される  
 まで課徴金が必要だといっているが、それには何年もかか  
 る。

切上げが達成されたあと課徴金を残すことは、他国との  
 間で報復措置をとりあい、保護主義が力を強めることにな  
 つて極めて危険だ。

このような危険を避けるためには米国ができるだけ早く、  
 自由貿易に向かうというコミットを再保証することが必要  
 である。

切上げが達成され次第課徴金と為替制限を撤廃することが

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

この再保証のための最も良い方法であると考える。  
 ニューヨークに転電した。

(了)

外務省

( 部の内 号 ) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

392

大政事外外職官  
 務務典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総人電厚計  
 書文会營給

総番号(TA) 44340 主管  
 71年8月31日 20時00分 米 国 発着  
 71年9月1日 09時43分 本 省 着 批2  
 外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

米国の輸入課徴金  
 (対米申入れ)

2635号 略至急  
 往電才2634号別電



- 調査長 参企折調
- 領移長 参領旅査移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 北北保
- 中南審 参一二
- 欧 参西東洋
- 長 西東
- 近了長 参書近了
- 経 次総経国資
- 長 参貿統国万
- 経協長 参政技二
- 長 国一理
- 参条協規
- 長 参政経科
- 長 軍社専
- 長 参道内外
- 文長 一二

外務省

電信写

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

AUGUST 31, 1971

THE EMBASSY OF JAPAN PRESENTS ITS COMPLIMENTS TO THE DEPARTMENT OF STATE AND, WITH REFERENCE TO THE PRESIDENT'S PROCLAMATION 4074, AS THE HONOR, UNDER INSTRUCTIONS FROM ITS HOME GOVERNMENT, TO STATE THE FOLLOWING:

1. ON AUGUST 27, THE GOVERNMENT OF JAPAN DECIDED TO FOLAT THE YEN. THE DECISION WAS TAKEN IN THE SPIRIT OF INTERNATIONAL COLLABORATION. THE GOVERNMENT OF JAPAN HAS THUS ADOPTED THE POLICY TO MOVE IN THE DIRECTION OF A REESTABLISHMENT OF THE INTERNATIONAL MONETARY SYSTEM IN COOPERATION WITH OTHER COUNTRIES. THEREFORE, THERE HAS BEEN A FUNDAMENTAL CHANGE IN THE CIRCUMSTANCES UNDER WHICH THE UNITED STATES GOVERNMENT IMPOSED THE SUPPLEMENTAL DUTIES ON IMPORTS.

2. AS A REMINDER, IT SHOULD BE NOTED THAT AT THE GATT COUNCIL MEETING HELD IN GENEVA ON AUGUST 24 - 25, A NUMBER OF

秘

電信写

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

REPRESENTATIVES SOUGHT AN EARLY REPEAL OF THE SUPPLEMENTAL DUTIES RECENTLY INTRODUCED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT ON THE GROUND THAT THEY ARE IN VIOLATION OF GATT RULES AND THAT THEY ARE PROTECTIONIST MEASURES WHICH ARE LIKELY TO LEAD TO UNDERMINING THE FREE TRADE SYSTEM OF THE WORLD.

3. IN THE LIGHT OF THE FOREGOING, THE GOVERNMENT OF JAPAN URGES THE UNITED STATES GOVERNMENT THAT THE LATTER SHOULD REPEAL THE SUPPLEMENTAL DUTIES WHICH HAVE BECOME EFFECTIVE SINCE AUGUST 16.

(3)

秘

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外閣官  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総人電厚計  
 書文会管給

調査長  
 領移長  
 参企析調  
 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 米長 参北北保  
 中南審  
 欧 参西東洋  
 長 西東

近ア長 参書近ア  
 総 次総経国資  
 長 参賢統二万  
 協 参政技二  
 長 国一理  
 参 参条協規  
 長 参政経科  
 情 軍社專  
 長 参道内外  
 文 一 二

電信写

661

総番号(TA) 44346 主管  
 71年8月31日 21時25分 米 国 発着 米北2  
 71年9月1日 10時35分 本 省  
 外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

米国の輸入課徴金(対米申し入れ)

第2634号 極秘 至急

貴電米北2第1906号に関し

1. 3/日本使よりサミュエルス次官代理に対し、別電の口上書を手交の上、すでに25日本使よりトレザイス次官補に対し、課徴金の早期撤廃方申し入れ済みであるが、27日の日本政府の円フロートの決定により情勢に基本的変化が生じたので、本国政府の訓令に従い重ねてその撤廃を求めたい旨申し入れた。(先方カツ、スミス、ドーキンス、当方ヨシザキ、ハナフサ同席)

これに対し「サ」は課徴金は米国の深刻な国際収支困難に対処するための緊急措置としてとられたものである。その適用はグローバルであり、ある国がその通貨をフロートしたとの理由でその国に対して適用を除外するという如く国別に措置することはできないと述べた。

2. 本使より米国は加の適用除外の要請に対しこれを考慮すると述べているがと質したのに対し、「サ」は加の外メキシコ等よりも申し入れを受けているが米国は米国と密接な

外務省

添付なし

1934

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

経済関係を有する国にとり課徴金が特に困難な問題をじゃつ起することあるべき旨は理解しており、かかる国よりの申し入れを念頭に置いておく用意はある。しかし例えば加に対する回答はいわば外交ぎれいなものであり、現在のところ国別に適用除外例を設ける考えはないと答えた。

3. 当方よりしからは米国としてはいかなる条件の下に課徴金を撤廃する考えなりやと質したところ、「サ」は米国の目的はその国際収支ポジションの現実の改善にあり、従って現段階においては特定の措置がとられた場合にはこれを撤廃するという様に撤廃の条件を明確化し得ないと答えた。よつて本使よりフロートの結果円は5-6パーセント程度実質的に切り上げられているが、米国が課徴金を存続させる限り、円の真の価値は為替市場の上では判明せず、従つて米国が希望するような各国通貨レート間の望ましいパリティーを見出すこともできないとコメントしたところ、「サ」は基本的には同感の意を表し通貨調整との密接な相互関係の存在に触れつつ日本のフロートは欧州市場の場合もそうであるが、中央銀行のかい入があるので完全なフロートとは言えない面もあり、従つてその結果の判断については、多くの要因を分せきする必要があるため、先週末以来3日間の市場の状況のみでかかる判断するにはあまりにもしよう早であると述べた。

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. 本使より先般のトレザイスへの申入れに言及して重ねて(1) TRANSIT中の商品、(2) 鉄鋼、(3) 金属洋食器等への課徴金の適用除外を求めたところ、先方は(1)については財務省の質疑応答では一応否定的立場が示されているが、(カッツは若干のCONFUSIONがあるとコメントした)目下政府部内で検討が行なわれており、例えば如何なる時点で線を引き得るかという如き点が問題となっている。(2)については米国と自主規制取り極めを結んだ国についてのみ適用を除外するとMFNの問題が生ずるが、EC等主要対米鉄鋼輸出国との間の取極が成立した段階で再考したい。(3)についてはタリクオータは、高税率の下でも輸入が行なわれる可能性があるという意味で、数量制限品目とは異なるので現在課徴金が適用されているが、他方政府間協定の下でこれが行なわれているという事情もあるので、目下政府部内で更に検討中であると述べた。

お見込みにより関係公館へ転電願いたい。

(了)

外務省

極秘

( 部の内 号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

158

大政軍外外儀官

務務 典房 電信写

臣官官審審長

儀総人電厚

書文会管

調査長

参企折調

領移長

参領旅査多

ア

参地中東

長

北東西

参北北保

長

中南

参一二

長

参西東洋

長

西東

近ア

参書近ア

長

参統経国

長

参實統二

長

参政技二

長

参条協規

長

参政経科

長

参社專

長

参道内外

長

参文

長

総番号(TA) 44344  
 71年8月31日20時20分 本 国 発  
 71年9月1日10時10分 本 省 着

外務大臣殿 大河弘 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに対する課徴金の免除

第2636号 極秘 至急

貴電米北/第1921号に関し

国習者

往電第2634号の会談の際、本使よりサミュエルズ次官代理に対し、オキナワは米国の施政権下にあり、これにつ

き課徴金の適用を免除しても無差別原則をいつ脱するとの問題は起らぬはずであり、かつオキナワの対米輸出品目は

特殊な商品で、米国内産業と競合することはないので、本件がオキナワの至大な関心事であることにかんがみ、不

安と混乱除去のため緊急のプライオリティーをもって本件適用免除を考慮方重ねて強く要請しおいたが、先方は本件

重要性は十分理解し、また日本政府の主張ももつともであるので、できる限り善処すべく関係方面との協議を促進し

(了)

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務 典厚  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚請  
書文会管総

電信写

114

総番号(TA) 45160 米 国 主管  
71年9月3日 20時05分 米 国 発着  
71年9月4日 09時44分 本 省 着

外務大臣殿 大河原大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長  
参企析調  
領移長  
参領旅査

輸入課徴金

第2729号 極秘

貴電米北2第1960号に関し

3日ヨシザキ(サノ同行)をして国務省レンナーに御来示の趣旨を申入れしめたところ、「レ」は担当部局に日本側の要望を伝え、検討させる旨約したうえ、日本側の論点を補強するため、まぐろかんづめだけでなく、金属洋食器についても日本からの輸出が一次税率のわく内に限られてきたことを明らかにする統計を提供されれば有益であろうと述べた。ついては何分のぎ御回示願いたい。

ジュネーヴ代に転電した。

(了)

ア 参地中東  
長 北東西  
米北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
長 次総経国

長 参貿統  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外  
長 参道内外

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務 典厚  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚請  
書文会管総

電信写

139

総番号(TA) 0529A 米 国 主管  
71年A月4日 13時10分 米 国 発着  
71年A月5日 02時55分 本 省 着

外務大臣殿 中場大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長  
参企析調  
領移長  
参領旅査

課徴金(オキナワ)

第2751号 極秘 至急

往電第2636号に関し

4日、他用往訪の際、オオカワラより、トレザイス次信補に対し、オキナワの課徴金免除問題のその後の検討結果如何と質したところ「ト」は財務省としては、オキナワもグアムと同様の関税取扱いになっており、グアムに対してはも課徴金を課している以上、オキナワの免除は無理なりとの立場をとっている旨述べたので、当方より米施政権下にあるオキナワについては、無差別原則をいつ脱することなく適用除外し得るはずなりと述べ、一層の努力方要望しておいた。

オキナワに転電した。

(了)

ア 参地中東  
長 北東西  
米北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
長 次総経国

長 参貿統  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外

外務省



( 部の内 号)

注意

大政事外儀官  
務典房  
次典房  
官官審審長長  
儀給人電厚計

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

159

総番号(TPA) 4455  
71年9月1日 18時15分 米子 発  
71年9月2日 07時41分 本省 着  
外務大臣殿 大河集 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(既船積貨物等の適用除外)

第2652号 平 大至急

貴電米北2第1837号に関し

日財務省は。輸入課徴金の適用除外に関する命令(8月3日付)を定め発表した(命令及びプレス発表文はそれぞれ別電1。及び2。)。その概要次のとおり。

1。課徴金の適用除外となる貨物は、8月16日以前に米国向けに輸出されて次の状態にあるもの。

- (1) 西海がんににおいてストライキのため滞船中のもの
- (2) 米国向けに航海中のもの
- (3) 米国の保税そうこあるいは保税貿易地域にあつたもの。

2。ただし、そうこや保税地域にあるものは、10月1日までに国内消費のために引取られなければならない。

在米公館(除国連、アンカレッジ)ジュネーヴ代、O.E.C.D代に転電し、アンカレッジに転報した。

(了)

(米北2池田事務所に連絡済)  
0800

外務省

調査長  
参査析調  
参領旅査移

参地中東  
長北東西  
米北保  
中南  
参一二  
参西東洋  
長西東

参書近ア  
長  
経次総経国資  
長参貿統国万  
経協技二  
長協長条  
参条協規  
長  
国参政経科  
長軍社專  
参道内外  
長  
文長一二

添付なし

( 部の内 号)

注意

大政事外儀官  
務典房  
次典房  
官官審審長長  
儀給人電厚計

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

200

総番号(TPA) 4455  
71年9月1日 18時15分 米子 発  
71年9月2日 08時25分 本省 着  
外務大臣殿 大河集 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(既船積貨物等の適用除外)

第2653号 平 大至急  
往貴電2652号別電1。

TREASURY DEPARTMENT ADDITIONAL DUTY ORDER NO.3

ARTICLES EXEMPT FROM ADDITIONAL DUTY IMPOSED UNDER SUBPART C OF PART 2 OF THE APPENDIX TO THE TARIFF SCHEDULES OF THE UNITED STATES

PURSUANT TO THE AUTHORITY VESTED IN THE SECRETARY OF THE TREASURY BY HEADNOTE 4(A) SUBPART C OF PART 2 OF THE APPENDIX TO THE TARIFF SCHEDULES OF THE UNITED STATES, I HEREBY DETERMINE THAT IT IS CONSISTENT WITH SAFEGUARDING THE BALANCE OF PAYMENTS POSITION OF THE UNITED STATES TO ESTABLISH EXEMPTIONS FROM THE ADDITIONAL DUTY

外務省

調査長  
参査析調  
参領旅査移

参地中東  
長北東西  
米北保  
中南  
参一二  
参西東洋  
長西東

参書近ア  
長  
経次総経国資  
長参貿統国万  
経協技二  
長協長条  
参条協規  
長  
国参政経科  
長軍社專  
参道内外  
長  
文長一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

PROVIDED FOR IN SUBPART C AS SET FORTH IN HEADNOTE 5 THEREOF WHICH I HEREBY AMEND TO ADD THE FOLLOWING:

(H) ARTICLES EXPORTED TO THE UNITED STATES BEFORE 12:01 A.M., AUGUST 16, 1971, PROVIDED THAT ANY SUCH ARTICLES ENTERED FOR WAREHOUSE OR PLACED IN FOREIGN TRADE ZONE SHALL BE EXEMPT ONLY IF WITHDRAWN FROM WAREHOUSE FOR CONSUMPTION OR ENTERED OR WITHDRAWN FOR CONSUMPTION FROM A FOREIGN TRADE ZONE UNDER A REQUEST PROPERLY FILED ON OR BEFORE OCTOBER 1, 1971.

BY VIRTUE OF THE AUTHORITY VESTED IN THE SECRETARY OF THE TREASURY, INCLUDING THE AUTHORITY IN REORGANIZATION PLAN NO. 26 OF 1950 (3 CFR CH. III), THE COMMISSIONER OF CUSTOMS, WITH THE APPROVAL OF THE ASSISTANT SECRETARY OF ZEAJ N TREASURY (ENFORCEMENT AND OPERATIONS) IS AUTHORIZED TO PRESCRIBE SUCH REGULATIONS AND ISSUE SUCH INSTRUCTIONS AS MAY BE NECESSARY TO CARRY OUT THE PURPOSES OF THIS ORDER.

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THIS MODIFICATION OF HEADNOTE 5 IS PUBLISHED IN THE FEDERAL REGISTER PURSUANT TO HEADNOTE 4(B) TO SUBPART C.

外務省

( 部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

500

電信写

71年9月1日 18時30分 赤毛 発  
 71年9月2日 08時04分 本省 着

外務大臣殿 大河原 大使 臨時代理大使 総領事 代理

輸入課徴金(既船積貨物適用除外)

★2654号 平  
 後者★2652号 別後2

(以下英文別紙)

大政事外儀  
 務務典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 徴給人電厚計  
 書文会當給  
 調査長領移  
 参企析調  
 参領旅査移

参地中東  
 長北東西  
 参北保  
 中南  
 参西東洋  
 長西東

参書近ア  
 長次総経国資  
 長参留統国万  
 経協長二  
 条国一理  
 参条協規  
 長国参経科  
 長軍社專  
 情長参道内外  
 文長一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ANNOUNCEMENT OF TREASURY DEPARTMENT  
 ADDITIONAL DUTY ORDER NO.3

THE TREASURY DEPARTMENT ANNOUNCED TODAY THAT IT HAS EXEMPTED FROM THE 10 PERCENT ADDITIONAL IMPORT DUTY MERCHANDISE WHICH HAD ALREADY BEEN EXPORTED FROM FOREIGN COUNTRIES TO THE UNITED STATES WHEN THE SURCHARGE BECAME EFFECTIVE ON AUGUST 16.

THE ORDER EXEMPTS MERCHANDISE EXPORTED FOR THE U.S. PRIOR TO AUGUST 16 WHICH:  
 -- IS TIED UP BY THE DOCK STRIKE AT WEST COAST PORTS,  
 -- WAS ABOARD SHIPS ON THE HIGH SEAS ENROUTE TO THE U.S., AND  
 -- IS IN BONDED WAREHOUSES OR FOREIGN TRADE ZONES WITHIN THE U.S.

HOWEVER, THE MERCHANDISE IN WAREHOUSES AND ZONES MUST BE WITHDRAWN BY OCTOBER 1, 1971, IN ORDER TO QUALIFY FOR THE EXEMPTION.

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

EUGENE T. ROSSIDES, ASSISTANT SECRETARY OF THE TREASURY FOR ENFORCEMENT, TARIFF AND TRADE AFFAIRS, AND OPERATIONS, SAID THAT THE ORDER IS BASED ON THE DETERMINATION THAT THE DATE OF SHIPMENT IS THE PREFERABLE DATE TO ACHIEVE CONSISTENCY AND EQUITY AND TO PREVENT HARSH RETROACTIVE EFFECTS OF THE APPLICATION OF THE ADDITIONAL 10 PERCENT IMPORT DUTY, WHILE AT THE SAME TIME CARRYING OUT THE PRESIDENT'S PURPOSE OF SAFEGUARDING THE BALANCE OF PAYMENTS POSITION OF THE UNITED STATES.

WITHOUT THE EXEMPTION ANNOUNCED TODAY, IMPORTERS WOULD HAVE BEEN FORCED TO PAY THE ADDITIONAL DUTY ON MERCHANDISE ALREADY ENROUTE TO THE UNITED STATES AND OVER WHICH THEY HAD NO CONTROL. THIS WOULD HAVE PLACED THEM AT AN UNFAIR DISADVANTAGE COMPARED TO IMPORTERS WHOSE CARGOES WERE ALREADY IN THE UNITED STATES. MANY SMALL IMPORTERS CLAIMED THEY FACED POSSIBLE BANKRUPTCY WITHOUT THE EXEMPTION.

ASSISTANT SECRETARY ROSSIDES POINTED OUT THAT

-3-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THIS IS A ONE-TIME, NON-RECURRING EXEMPTION. IT AFFECTS ONLY MERCHANDISE WHICH AT THE TIME OF THE PROCLAMATION WAS ALREADY ON ITS WAY TO THE UNITED STATES, IN THE UNITED STATES, OR IN ITS PORTS, AND WHICH WOULD HAVE ENTERED THE COUNTRY IN ANY EVENT.

ALTHOUGH THE ORDER AFFECTS MERCHANDISE BEING BROUGHT IN BY AIR, TRUCK OR RAIL TRANSPORT BEFORE AUGUST 16, THE BULK OF THE GOODS INVOLVED WERE ABOARD SHIPS WHEN THE ADDITIONAL DUTY WAS ANNOUNCED.

THE TREASURY HAS NO ACCURATE CALCULATION OF THE TOTAL VALUE OF DUTYABLE MERCHANDISE INVOLVED, BUT IT IS ESTIMATED TO BE IN EXCESS OF DORUJIRUSI 1.5 BILLION.

THE ORDER, TITLED "TREASURY DEPARTMENT ADDITIONAL DUTY ORDER NO. 3" WILL BE PUBLISHED IN THE FEDERAL REGISTER ON FRIDAY, SEPTEMBER 3, 1971.

-4-

外務省

(了)

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総入電厚計  
書文会営給

電信写

170

総番号(TA) 44853 主管  
71年 9月 2日 21時10分 本 国 発 北北  
71年 9月 3日 10時40分 本 省 着 北北

外務大臣殿 大海 大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長  
参企析調  
領移長  
参領旅査移

輸入課ちよう金(ASP品目の取扱)

第2708号 略 至急

往電第2576号に関し、

過日財務省マークスに対し、木下よりASP品目の取扱を質問し、はきもの等について日本の輸出業者はけねんを有している旨述べたところ、先方の回答は冒頭往電の通りであつたが、2日財務省法律顧問リトガーより、木下に対し、日本政府はこれにつき何等かの文書で申し入れを行なう意向ありやと問合せてきた。「リ」の趣旨は、財務省内での本件に関する最終決定手続を進めるにあたり、関係者から意見がでるものであればこれら全部をまとめ検討した上で決定に持ちこみたいということであろうと推さつされ、必らずしも見通しが明かるいことを示すものではないと思われるが、何分のぎおり返し回電願いたい。

ニューヨーク、ジュネーブに転電した。

(了)

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中 参一二  
欧 参西東洋  
長 西東

近 参書近ア  
長 次総経国資  
参貿統 国万  
参政技二 国一理  
参条協規  
参政経科  
長 軍社専  
参道内外  
長 文長  
一二

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総入電厚計  
書文会営給

電信写

139

総番号(TA) 6529A 主管  
71年 9月 4日 13時10分 本 国 発 北北  
71年 9月 5日 02時55分 本 省 着 北北

外務大臣殿 中場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長  
参企析調  
領移長  
参領旅査移

課徴金(オキナワ)

第2751号 極秘 至急

往電第2636号に関し、

4日、他用往訪の際、オオカワラより、トレザイス次信補に対し、オキナワの課徴金免除問題のその後の検討結果如何と質したところ「ト」は財務省としては、オキナワもグアムと同様の関税取扱いになつており、グアムに対しても課徴金を課している以上、オキナワの免除は無理なりとの立場をとつている旨述べたので、当方より米施政権下にあるオキナワについては、無差別原則をいつ脱することなく適用除外し得るはずなりと述べ、一層の努力方要望しておいた。

オキナワに転電した。

(了)

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中 参一二  
欧 参西東洋  
長 西東

近 参書近ア  
長 次総経国資  
参貿統 国万  
参政技二 国一理  
参条協規  
参政経科  
長 軍社専  
参道内外  
長 文長  
一二

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 53736 主管  
 71年10月15日19時45分 米 国 発着 米北2  
 71年10月16日9時07分 本省 着

外務大臣殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米せん維問題(課ちよう金の撤廃)

第3289号 平 至急

貴電米北2合第6548号に関し

11月5日ホワイトハウス ピーターソン事務局長は米国はすべての国から輸入されるNON-COTTON TEXTILESにつき課ちよう金の適用を除外する旨発表した。なお当方よりの照会に対し、ホワイトハウスのウエブスターは、課ちよう金の撤廃は極東4カ国の協定の成立をまつて行われる旨述べた。

電文に転電した。

(了)

外務省

大政事外外儀官

務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総人電厚計  
 書文会営給

調査長 領移長

参企析調

参領旅査移

参地中東  
 長北東西  
 参北北保  
 中  
 南  
 審  
 欧  
 参西東洋  
 長西東

近ア長 参書近ア

経次総経国資源

長参貿統国

参政技一理 国企二

参条協規

長国 参政経科

長軍社專

情長 参道内外 文長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 53795 主管  
 71年10月15日22時35分 米 国 発着 米北2  
 71年10月16日12時35分 本省 着

外務大臣殿 牛場大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米せん維問題(課ちよう金)

第3297号 略

往電第3289号及び第3290号に関し

冒頭往電の会談の際、野村より課ちよう金は全ての国に対し撤廃される趣のところ、わが方としては課ちよう金の差別的適用を望むわけではないが、今回の如く、ヤーンの輸出の多い独や英国について何らの規制措置がとられず、それによって課ちよう金が免除されるのは極東4カ国のぎせいにおいて英、独を利することとなるとの議論が生じ、米政府としては今後英、独等のヤーンの輸出規制について何らかの措置をとるべきと思うと述べたところ、カツの述べたところ次のおり。

1. 今回の極東4カ国の規制により化合せんの輸入の約60%がカバーされると思われる。8月/5日大統領の布告では国別、商品別に課ちよう金を適用することができるようになってきているのは事実であるが、米政府としては、特定の商品について課ちよう金を撤廃する場合には ACROSS THE BOARDに適用し、国別に適用することは

外務省

大政事外外儀官

務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総人電厚計  
 書文会営給

調査長 領移長

参企析調

参領旅査移

参地中東  
 長北東西  
 参北北保  
 中  
 南  
 審  
 欧  
 参西東洋  
 長西東

近ア長 参書近ア

経次総経国資源

長参貿統国

参政技一理 国企二

参条協規

長国 参政経科

長軍社專

情長 参道内外 文長 一二

添付なし

添付なし

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

MFN条項の関係もあり考えていない。例えばぎゆうにくの如く、政府間協定でカバーされていない国（化合せんの場合よりはるかに少いことは事実であるが）からの輸出についても課ちよう金は免除されている。またマレーシアの如く、既に化合せんについて政府間協定を締結している国はかつてマレーシアに対する適用除外を要望越したことがあるが、かかる要望には応じなかつた経緯がある。

2. 確かに極東4カ国以外からの輸出が規制のないままに放置されていることはかた手落ちとは思ふが、今のところ独及び英のヤーンに対していかなる措置をとるか何ら決つていない。

何れにせよ。これらは将来マルチの協定によつて解決するのが一案かと思ふ。

ニューヨークに転電した。

お見込みにより関係公館に転電ありたい。

(了)

(回覧番号 2791) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b>	符号表示 略 平	総第 22 201 号
無期限 部の内	第 6850 号	昭和 年 月 日 時 分 発
		46.10.22 19.14
	大至急 (至急・普通・LTF)	発電係

大臣 事務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事 北米オ一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 21 日 電話番号 2464
---	------------------------------	--

協議先  
北米オ二課長  
至急  
米田一井  
米田一井

米牛場 大使 臨時代理大使  
在 沖繩高野 総領事 代理  
あて 福田 大臣 発

在 米田一井 北原 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名 沖繩の対米輸出産品に対する課徴金

往電才1883号に同じ。

2.21日在京米大シャマ/参事官は橋隊の

局参事官を来訪、本件に同じ次のとお

り通報越した。

(1) 米政府内関係者において日平政府

写 済

470

総領事連光秘書官、訂定済、大務省、連光、連絡済み。

及び沖縄側の要請と鋭意検討した結果、  
 米国内閣法<sup>の</sup> customs territories<sup>area</sup> ~~50~~  
~~ポイント~~ <sup>50州</sup> 以外<sup>の</sup> 米輸  
 入については、~~課徴金~~ 賦課す  
 り<sup>（これは50州を指す取扱いである）</sup>、沖縄の対米輸出につ  
 いても、グリーンアイランド、パナマ、グアム、信託  
 統治地域からの対米輸出と同様、課  
 徴金<sup>を</sup>免除<sup>し</sup>得る<sup>こと</sup>となった。  
 (2) 本件は財務省の対米決定で、~~国~~  
~~務省~~ ~~は~~ ~~同~~ ~~様~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~を~~ ~~含~~ ~~み~~ ~~た~~ ~~協~~ ~~議~~ ~~の~~  
 結果<sup>である</sup>、~~地域的~~ ~~な~~ ~~適~~ ~~用~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~例~~ ~~外~~  
 と認め<sup>る</sup>、~~他~~ ~~の~~ ~~領~~ ~~土~~ ~~等~~ ~~の~~ ~~問~~ ~~題~~ ~~も~~  
 あり、今回の決定とされたものにつき承  
 知した。  
 (3) 本件は21日午後レポート高峯年務省

より屋長主席にも通報すよう。米側と  
 しては本件快意と積極的に発表する意  
 はない。  
 2. 右に對し、先方より次のとおり述べてお  
 りた。  
 (1) ~~復帰後~~ <sup>米施政Fにある</sup> 沖縄住民の利益が確  
 保されることは遺憾である。  
 (2) 一般の繊維協定の対象と~~な~~  
 った<sup>繊維製品</sup> 局の沖縄の対米輸出<sup>は</sup>  
 に含まれることとすべし。右に對し、~~課~~  
 徴金は賦課されないものと了解する。  
 (3) 復帰後の沖縄の対米繊維輸出に  
 ついては今回の繊維協定は適用が~~な~~  
 ない<sup>（の枠外にある）</sup>と了解する。  
 3. 右に對し、先方は、前記(2)及び(3)に



4

ついで一旦立場を両保にが、後刻(2)  
 について日本を含む4ヶ国との協定が成  
 立すればそのカバーする品目に対する課  
 徴金は無差別に撤廃されるので、  
 沖縄からの該品目の対米輸出に  
 対しても課徴金は撤廃されると思  
 われる旨回答趣意。また、(3)に  
 ついては、綿製品協定に関する日米交  
 渉が年内に予定されているので、その  
 際復帰後の沖縄の取扱いと協  
 議することも可能なべしと附言趣意  
 也。  
 シェネ-ウに転電也。  
 本電宛先: 米、沖縄

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
 務務典厚 電信写  
 次次  
 臣官官審審長  
 儀総人電厚  
 書文会管  
 調査長  
 領移長  
 参金析調  
 参領旅査  
 参地中東  
 長北東西  
 参北北保  
 中南審  
 参一  
 参西東洋  
 長西東  
 近  
 参書近ア  
 長総経国  
 参貿統国  
 参政技一  
 国企二  
 参条協規  
 参政経科  
 軍社専  
 参道内外  
 文  
 一二

総番号(TA) 67171  
 71年 12月 20日 18時 30分 本 国 主 管  
 71年 12月 21日 09時 08分 本 省 着 至 急  
 外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理  
 課徴金の撤廃  
 第4253号 平 至急(ゆう先処理)  
 貴電経経第2916号に関し  
 20日ニクソソ大統領は課徴金を20日から撤廃(各国無  
 差別)する旨のPROCLAMATIONを布告した。テ  
 キスト別電する。  
 (丁)

添付なし

- 大政事外外係官
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀総入電厚計
- 書文会管給
- 調査長
- 参企析調
- 移参領旅査移
- 長
- 参地中東
- 長北惠西
- 参北北保
- 中南
- 参一二
- 参西東洋
- 長西東
- 参書近ア
- 長次総経国資源
- 参貿統国
- 参政技一理
- 長協長
- 参企二
- 参条協規
- 長国
- 参政経科
- 長軍社專
- 参道内外
- 参一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4502

総番号(TA) 67166 主管  
 71年12月20日18時10分 米 国 発 至 至  
 71年12月21日09時00分 本 省 着 至 至

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

課徴金の撤廃

才4254号 平 至急(ゆう无処理)

住電才4253号 別電

TERMINATION OF ADDITIONAL DUTY  
 FOR BALANCE OF PAYMENTS PURPOSES  
 BY THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA

A PROCLAMATION

WHEREAS, IN ORDER TO IMPOSE A SURCHARGE REQUIRED BY THE BALANCE OF PAYMENTS POSITION OF THE UNITED STATES, PROCLAMATION 4074, DATED AUGUST 15, 1971, TERMINATED IN PART FOR SUCH PERIOD AS NECESSARY PRIOR PRESIDENTIAL PROCLAMATIONS INsofar AS SUCH PROCLAMATIONS WERE INCONSISTENT WITH, OR PROCLAIMED DUTIES DIFFERENT FROM, THOSE MADE EFFECTIVE PURSUANT TO THE

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

TERMS OF PROCLAMATION 4074 SEMICOLON

WHEREAS, A MULTILATERAL AGREEMENT HAS BEEN REACHED AMONG THE GROUP OF TEN MAJOR INDUSTRIAL NATIONS WHICH PERMITS REMOVAL OF THE SURCHARGE SEMICOLON

WHEREAS, UNDER SECTION 350(A) (6) OF THE TARIFF ACT OF 1930, AS AMENDED ( HEREINAFTER REFERRED TO AS "THE TARIFF ACT"), AND SECTION 255(B) OF THE TRADE EXPANSION ACT OF 1962 ( HEREINAFTER REFERRED TO AS "THE TEA"), AND OTHER AUTHORITY, THE PRESIDENT MAY, AT ANY TIME, TERMINATE, IN WHOLE OR IN PART, FOR SUCH PERIOD AS MAY BE NECESSARY, ANY PROCLAMATION, ISSUED PURSUANT TO SECTION 350 OF THE TARIFF ACT OR TITLE II OF THE TEA SEMICOLON

WHEREAS, UNDER SECTION 350(A) (1) (B) OF THE TARIFF ACT AND SECTION 201(A) (2) OF THE TEA, THE PRESIDENT MAY PROCLAIM MODIFICATIONS OF ANY EXISTING DUTY AS HE DETERMINES TO BE REQUIRED OR APPROPRIATE TO CARRY OUT TRADE AGREEMENTS ENTERED INTO UNDER THE AUTHORITY OF THOSE ACTS SEMICOLON AND

WHEREAS, I HEREBY DETERMINE THAT MODIFICATION OF EXISTING DUTIES TO RESTORE THE RATES OF DUTY

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

APPLICABLE ON AUGUST 15, 1971, TERMINATED IN PART FOR SUCH PERIOD AS NECESSARY BY PROCLAMATION 4074, IS REQUIRED OR APPROPRIATE TO CARRY OUT SUCH TRADE AGREEMENTS SEMICOLON

NOW, THEREFORE, I, RICHARD NIXON, PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, ACTING UNDER THE AUTHORITY VESTED IN ME BY THE CONSTITUTION AND THE STATUTES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE TARIFF ACT, AND THE TEA, RESPECTIVELY, DO PROCLAIM AS FOLLOWS:

A. I HEREBY TERMINATE PARAGRAPHS BAND C OF PROCLAMATION 4074.

B. I HEREBY PROCLAIM SUCH MODIFICATION OF DUTIES AS IS NECESSARY TO RESTORE THE RATES OF DUTY IN EFFECT ON AUGUST 15, 1971.

C. TO IMPLEMENT THIS PROCLAMATION, THE SUBPART INSERTED AFTER SUBPART B OF PART 2 OF THE APPENDIX TO THE TARIFF SCHEDULES OF THE UNITED STATES, ENTITLED "SUBPART C--TEMPORARY MODIFICATIONS FOR BALANCE OF PAYMENTS PURPOSES" IS DELETED THEREFROM.

D. THIS PROCLAMATION SHALL BE EFFECTIVE WITH RESPECT TO MERCHANDISE ENTERED, OR WITHDRAWN FROM WAREHOUSE, FOR CONSUMPTION ON OR AFTER DECEMBER 20,

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1971.

IN WITNESS WHEREOF, I HAVE HEREUNTO SET MY HAND THIS TWENTIETH DAY OF DECEMBER IN THE YEAR OF OUR LORD NINETEEN HUNDRED AND SEVENTY-ONE, AND OF THE INDEPENDENCE OF THE UNITED STATES OF AMERICA THE ONE HUNDRED AND NINETY-SIXTH.

(3)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

111

因政事外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会営給

電信写

総番号(TA) 67249 主管  
71年 月 日 01時 13分 米 国 発  
71年 12月 21日 15時 16分 本 省 着 米北2

外務大臣殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米せん維問題(オキナワ綿製品)

第4285号 略 大至急

往電第4279号及び貴電第2899号に関し  
冒頭往電の会談の際わが方より冒頭貴電の諸点を説明の  
うえわが方案を提示したところ(テキスト念のため別電す  
る)先方は第2パラの削除については念のため内部で検討  
のうえ明日回答するがわが方案にて差支えないと思われ  
る旨及び本件交換公文は公表文書とし綿製品取極調印  
時に同取極の調印者がそれぞれ調印するものと了解して  
いる旨述べた

<了>

2/10(日)刊米北2(同日)  
米北2(日)通報文係取極可  
化令職上(日)問題取極可  
9字取極文係取極可

添付なし

調査長  
参企析調  
参領旅査移

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
長 参統国  
参政技一理  
参協長  
参条協規  
参政経科  
長 参社專  
参内外  
参文長

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

337

因政事外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会営給

電信写

総番号(TA) 67286 主管  
71年 月 日 01時 05分 米 国 発  
71年 12月 21日 15時 12分 本 省 着 米北2

外務大臣殿 牛物(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米せん維問題(沖級綿製品)

第4286号 略 大至急  
往電第4285号 別電

DRAFT SIDE LETTER (US TO JAPAN) TO OKINAWA TEXTILE QUOTA

EXCELLENCY,

WITH REFERENCE TO THE ARRANGEMENT BETWEEN THE  
GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED  
STATES OF AMERICA CONCERNING TRADE IN COTTON TEXTILES  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES ATTACHED TO  
THE NOTES EXCHANGED TODAY, I WISH TO STATE THE  
UNDERSTANDING OF MY GOVERNMENT THAT, AT A MUTUALLY  
ACCEPTABLE DATE PRIOR TO THE REVERSION OF OKINAWA,  
THE TWO GOVERNMENTS WILL CONSULT TO AMEND THE

調査長  
参企析調  
参領旅査移

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
長 参統国  
参政技一理  
参協長  
参条協規  
参政経科  
長 参社專  
参内外  
参文長

外務省

秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

ARRANGEMENT REFERRED TO ABOVE IN ORDER TO ACCOMMODATE  
THE COTTON TEXTILE EXPORT LIMITS ON EXPORTS OF  
COTTON TEXTILES FROM OKINAWA TO THE UNITED STATES  
UNDER THE ARRANGEMENTS MADE ON OCTOBER 1, 1970  
BY THE UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE  
RYUKYU ISLANDS FOR THE INDUSTRIES CONCERNED OF  
OKINAWA.

I WOULD APPRECIATE RECEIVING THE CONFIRMATION  
OF YOUR EXCELLENCY THAT THIS IS ALSO THE UNDERSTAND-  
ING OF YOUR GOVERNMENT.

X X X X X X X X X

SIR,

I HAVE THE HONOR TO ACKNOWLEDGE THE RECEIPT OF  
YOUR NOTE OF TODAY'S DATE WHICH READS AS FOLLOWS:

“(U.S. NOTE)”

I HAVE FURTHER THE HONOR TO STATE THAT THE ABOVE  
IS ALSO THE UNDERSTANDING OF MY GOVERNMENT.